

議案第 8 4 号

羽生市給水条例の一部を改正する条例

羽生市給水条例（平成 1 0 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （ 2 ） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （ 3 ） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（工事の施工）</p> <p>第 8 条 給水装置工事は、市長、<u>市長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者又は法第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により市長が指定の更新をした者</u>（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第 3 0 条 手数料は、次の区分により指定給水装置工事事業者又は申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申込み後徴収することができる。</p> <p>（ 1 ） （略）</p> <p><u>（ 2 ） 第 8 条第 1 項の更新をするとき</u> <u>（ 1 件につき ）</u> <u>1 0 , 0 0 0 円</u></p> <p><u>（ 3 ）</u> （略）</p> <p><u>（ 4 ）</u> （略）</p> <p><u>（ 5 ）</u> （略）</p>	<p style="text-align: center;">（工事の施工）</p> <p>第 8 条 給水装置工事は、市長又は市長が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第 3 0 条 手数料は、次の区分により指定給水装置工事事業者又は申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申込み後徴収することができる。</p> <p>（ 1 ） （略）</p> <p><u>（ 2 ）</u> （略）</p> <p><u>（ 3 ）</u> （略）</p> <p><u>（ 4 ）</u> （略）</p>

<u>(6)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(7)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月28日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明